

平成23年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成23年8月4日(木)

開催場所：漁信基ビル 7階 702会議室

議 事 録

平成 23 年度第 1 回宮城県農村振興施策検討委員会

司会：只今より平成 23 年度第 1 回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。
始めに宮城県千葉農林水産部長よりご挨拶をいただきます。

千葉農林水産部長：宮城県の農林水産部の千葉でございます。先生方には本当に大変お忙しいなかご出席いただきまして、大変ありがとうございます。平成 23 年度第 1 回になります、農村振興施策検討委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。去る 3 月 11 日発生いたしました、東日本大震災、そろそろ 5 か月になろうとしているわけでございます。被災当時は、本当にいつまで待てば事態の収束というか先が見えるようになるのだろうか、思っておりました。でも 5 か月ぐらい経てば何とかというような思いがそこにはあったわけでございますけれども、5 か月経った今日を持ちましても、なお新たな事態というのが、次から次へ起きてくるという正にその未曾有の事態でございます。未曾有の体験を我々が日ごと日ごとやっているというような感じでございます。特に東京電力の放射能に絡んで様々なその事象というものについては、本当に大変なこの事態にしっかりと対応していかなければならないということでございます。また皆様方のお力を是非お借りさせていただきたいなと思うところでございます。私どもでまとめました、農林水産関係の被害額だけでも、1 兆 3 千億というような数字になっております。そのだいたい 96.7%が、実は津波による被害です。本当に地震そのものも酷かったわけでございますけれども、今回の震災の特徴的なことは、「津波」それに尽きるということでございます。そういったようなところで、農地そのものにつきましても 1 万 4 千 3 百ヘクタールが浸水被害を受けておりまして、これは宮城県の全農地の 1 割強でございます。その中には、今なお海水が表面に 2 メートルも、完全に海の底になっているという田んぼもあるという状況の中で、その 1 万 4 千 3 百ヘクタールの農地を元の姿に戻すということは、もとよりちょっと出来ない。そういったなかで、なお宮城県の主力産業である農業を力強く進めて行く為には、再編しながら、復興を成し遂げていくという、そういったようなことが必要だということでございます。そのようなことから、委員の皆様方の智恵を拝借しながら、進めて行かなければならない事業、そういったものにつきましても、より重要性が高まっているのだというふうな理解をしているところでございます。

このご審議いただいております、直接の関係の農地・水保全管理事業、こちらの被災状況ということでございますが、県内に 517 組織ございますうち、34 組織が被災しているという状況でございます。また、中山間地域等直接支払交付金事業こちらにおきましても、県内 229 協定あるわけでございますが、そのうちの 5 協定が被災しているという状況となっております。これらの組織につきましては、関係市町等協力のもと出来る限り活動継続をするよう働きかけているというところでございます。

今年度の宮城県農村振興施策検討委員会でございますけれども、昨年まで委員でございました、日本政策金融公庫仙台支店の支店長、西山様が 4 月に転勤ということでございますので、ご後任として本日義家様にお越しいただいております。義家様には当委員の就任についてご承諾いただきありがとうございます。また、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、平成 23 年度の国の予算でございます。農地・水保全管理事業の共同活動、あるいは営農活動支援交付金、主に前年並みの予算が確保されておまして、中山間地域等直接支払交付金事業におきましても、ほぼ前年並みに確保されているという状況でございます。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、今年度からこれまでの共同活動支援に加えまして農業用排水路施設等の長寿命化対策とする向上活動、これが新たに拡充されまして、名称も農地・水保全管理事業というふうに変更されております。平成 19 年から実施された事業、今年も 5 年目を迎えておまして、23 市町 517 組織で県内活動が実施されているところでございます。

一方で、営農活動支援ですが、環境保全型農業直接支援対策こういった事業の創設に伴

いまして、国の事業として分離され最終年というふうになりますけれども、前年と同規模の予算で、震災前と同等の5市町122組織で活動されている状況でございます。

中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、今年度で第3期対策の2年目ということでございます。13市町で229協定の各集落で活発な活動が実施されているところでございます。第3期対策では、高齢化の進行に配慮した要件緩和などがありまして、多くの集落が集団サポート型に取り組み、高齢化対策を行っておるところでございます。今後も集落内部の連携を強めまして、農業生産活動を継続的に行われるものというふうに期待しているところでございます。委員の皆様におかれましては、それぞれの領域分野の専門的お立場から多様なご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。本当に大変な事態でございますけれども、引き続き強力なご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。開会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。本日よろしくお願いたします。

司会：ありがとうございます。続きまして日本政策金融公庫仙台支店長の西山委員のご後任としまして委員に就任していただき、義家農林水産事業統轄に農林水産部長から委嘱状の交付を行います。お願いします。

千葉農林水産部長：それではひとつよろしくお願いたします。

義家委員：よろしくお願いたします。

司会：義家委員のご紹介をさせていただきます。昭和54年に農林漁業金融公庫に入庫されまして、長野、岡山支店長を歴任されております。日本政策金融公庫岡山支店長から今年5月仙台支店農林水産事業統轄として、着任されております。義家様ご挨拶をお願いいたします。

義家委員：ご紹介いただきました、日本政策金融公庫の義家でございます。委員を一生懸命させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。わたくし前任の西山の後任として5月の連休明けに参りましたので、震災のことは映像でしか知らなかったというのが実態です。ただ、こちらに参りまして、仙台支店の農林水産事業というのは東北6県の林業と水産業に融資対応していますので、沿岸部は青森から福島まで全部回っております。やっぱり沿岸部で言いますと、宮城は大変だというのが実感です。青森の方は被災していますが、その程度が低かったので、非常に復旧が早いというイメージを持っています。岩手の方も宮城よりも進んでいるような気がします。その意味で、農地を含めて、沿岸部の復旧・復興がこれから重要なポイントになると思っていますので、何が出来るかわかりませんが、是非お力添えさせていただけたらというふうに思っております。

ちなみにわたくども公庫の農林水産事業における宮城県内の農業融資としましては、沿岸部の方からの相談というのも来てはいるのですが、基本的には内陸部からの相談が今非常に多い状況です。わたくしどもの資金ではセーフティネットという運転資金がありますが、これが農業ではだいたい250件程度融資していると思います。まだまだこれからと思っています。それから沿岸漁業者へのセーフティネットも50件程度と思いますので、資金面では一応の支援はできています。これから地域全体に対してどうやって支援して行くのかというのはこういう場でいろいろお話を聞きながら対応させていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いたします。

司会：大変申し訳ございませんけれども、農林水産部長は退席させていただきます。

千葉農林水産部長：申し訳ございません。よろしくお願申し上げます。

司会：それでは、議事に移ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。資

料は次第、それから出席者名簿、資料1、資料1の追加資料、資料2、参考資料、パンフレット2部という、以上でございます。不足資料等ありましたらお申しつけ下さい。

それでは本会議は、記録を録音しますので、発言の際は恐れ入りますけれども、マイクをお使いになっていただきたいと思います。それから本委員会の条例第5条の2によりまして、委員の半数以上が出席しておりますので、本委員会は成立しております。また県の情報公開条例に基づきまして公開ですので予めご了承願いたいと思います。

それではここから、大泉委員長のほうに議事の進行をお願いしたいと思います。お願いします。

大泉委員長：新しいメンバーを加えまして、本年度の検討委員会の開催をさせていただきますが、5番目の議事に入ります。議事1の農地・水保全管理支払交付金について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 紺野：県庁農村振興課の紺野でございます。資料1の農地・水保全管理支払交付金事業について説明をさせていただきます。お手元の表紙の写真のほうですけども、こちらの農地・水の加美町の下新田上ふるさと環境保全会というところで、仙台市の南小泉小学校の子供達約80名を昨年承けたまりまして、芋掘り体験なり、稲刈り体験、田植え体験をしていただいたという状況の写真でございます。1ページ目を捲っていただきまして、次第に従いまして平成22年度の事業の取組状況について、説明をさせていただきます。

1としまして、平成22年度の取組面積ということで共同活動でございますが、案内ごとに説明がございまして、表の一番下の方に、活動組織1,517、協定面積が4万3千931ヘクタールで、同じく営農活動のほうは、営農区域数128、活動組織数が122、取組面積としまして合計で5千6百8ヘクタールの取組、活動組織数、面積でございます。※印は、共同活動の交付金額の総額でございます。12億4千万ほどの実績で活動を示させていただいております。2の生き物調査各種支援研修会等の実施は、まず1から意見交換会を10月、それから2の生き物調査こちらは6月、8月、12月に、延べ491人が参加で、最後には研修会を行いまして写真が今の状況でございました。一番下の3でございます。これは県内の担当者会議でございますが、6月、10月と今年の2月に、3回開催をしております。ページ2ページのほうでございます。冒頭4、5、6なんですけれども、こちらが今回新たに制度普及されました向上活動の研修会を金成町で行ったという報告でございます。3でございます。指導及び支援体制の強化では、上半期、下半期に、農政局から出向いただきまして組織の抽出検査を実施しております。②ですけれども、県のほうで22年の8月から23年の4月にかけて、中間指導を実施しております。4の県民への理解の促進ということでおのおの4回イベント等に参加しまして、パンフレット配布等PR活動を実施しております。5農村振興施策検討委員会は当委員会でございますが、昨年①、②というような状況で2回開催させていただいてございました。

続きまして、3ページ目でございます。平成23年度の事業計画は1の平成23年度取組面積等は、22年度の実績を元に今年も12億5千万円程度の交付をするということで、省略させていただいております。2の生き物調査支援研修会等につきましても、例年同様、活動させていただきたいと思います。3、指導及び支援体制の強化では、下半期抽出検査を実施する予定でございます。②中間指導は今年も県で実施させていただきたいと考えております。4の県民への理解の促進はこちらも8月6日から8日、資料を配布するなどその他各種イベントの方でもPR活動を実施していきたいと思います。5番、農村振興施策検討委員会は、今回の検討委員会を皮切りに開催させていただくことにしております。

4ページ、表のほうでございます。こちらは23市町のほうもおのおの17組織にこういう形で協定農用地それから年度内の報告ということで、報告している一覧表でございます。合計のところは先程説明した内容になってございます。

続きまして、5ページ目でございます。こちらが新しく名称変更になりまして、農地・

水保全管理支払交付金になりましたが、その事業の概要でございます。全国で上の段でございますけれども、285億円のところ国費でございますが、こちらで事業実施されるということで農地農用地等の用水等の資源や環境を巡る課題ということで、昨年中間評価のほうを受けまして、現状として新たに丸三つ目でございますけれども、農業用排水路等の施設の老朽化というものが現状として抽出されまして、課題としまして農地、農業用水等の資源の長寿命化の為補修を行うしくみが必要であるという提言を受けております。その結果としまして、下の欄でございますけれども、今まで継続して来ました共同活動支援交付金 227億円と合わせまして右側の向上活動支援交付金ということで、47億円ほど新たに制度が拡充になってございます。こちらの事業の中身が集落を農地、農業用施設等の資源の保全管理活動を行う主体として位置づけ、水路等溜池等の補修等ですね、道路施設の長寿命化の為の活動を支援しますという内容になってございます。

続きまして6ページでございますが、こちらが制度の概要をしたためたものでございます。省略させていただきます。

続きまして7ページでございます。こちらが先程話しました今回の共同活動と向上活動の拡充分の内容を整理させていただいた説明になってございます。平成20年、左側からなんですけれども、平成19年から5カ年の計画で始まりました共同活動支援交付金でございますが、22年度の昨年から今年に変わります時に、2階部分と言われておりますところに今回の長寿命化対策の向上活動支援交付金というのが新たに制度創設になってございます。こちらは戸別所得補償関連施策という位置づけで、平成23年度同時に開始するというところで制度が開始されるものでございます。23年度までの共同活動支援交付金なんですけれども、期限がそこで終了いたしまして次期対策24年度以降につきましては、今のところ国のほうでは来年度の予算要求時期まで、情報提供をすると説明をしております、現状では継続するというような情報等もいまだ入っておりません。

こちらの新たに創設されました、向上活動支援交付金にかかる取組方針ということで、8ページのほうを開いて下さい。こちらは本来3月に改正する予定でした今回の3回目の委員会にこちらをお諮りして、県の取組方針として提示するという予定でしたがそれが中止になりましたので、今回改めてご報告をさせていただきます。

背景としまして、国では今回長寿命化が必要な施設が増えているということで、県でも同様に施設補修が必要な箇所が増えているということを受けまして、同じくやはり長寿命化対策が必要ですよという背景を挙げてございます。2の宮城県における向上活動支援交付金の導入ですけども、向上活動支援交付金の実施組織は、国、県、市町村の限られた予算のなかで推進していくことから、各種比較項目に重みをつけて優先づけを行い、実施活動組織を決定していくものとします。ということは、特定の施設ごとに重みをつけて採点しまして優先順位を付けて実施していくという考え方でございます。そちらの表が次のページの9ページでございます。上の(2)としまして優先付けを行う為の重みの配分で、この中の区分でございますが、①対象地域、②対象施設、③対象内容、④加点ということで、対象地域については県内の中でも古くからほ場整備が実施されている地域というような考え方を優先していくことにしております。対象施設につきましては、用水路、排水、道路の順で点数を付けていく、対象内容でございますけれども、1)のところでございますが、直営作業と外注作業というような内容が表示になってございますが、集落が行う工事いわゆる補修内の作業でございますので、集落が自ら行う直営作業という対応と、建設業者などに委託するという外注作業と二つに分かれておまして、県としましては、直営作業のほうを優先的に推進していきたいという考えでございます。④の加点でございます。こちらは集落周りの小さい施設に重みを置きまして、末端施設としまして小用水路、小排水路等の点数を高くしてございます。

(3) 向上活動支援交付金の導入できないケースでは、①区分等ですが、①対象とならない地域として、今後ほ場整備計画等が確立、確定している地域、または見込まれる地域ということで、せつかく直したものが新たにまた壊されて更新されるという手戻りが生じ

ますので、そういう地域は対象としません。②としまして対象としない工種としては、1)市町村道にかかるもの、こちらについては建設施設でございますので、おのおのの判断で対応していきます。③対象とならない内容では、施策の目標であります長寿命化の対策と認められないもの等を考えてございます。

次のページ、10 ページでございますが、3 としまして宮城県における向上活動支援交付金の交付の流れということで、実は国は今回の交付金からの国費の分は、50%相当でございますけれども、こちらは直接国が活動組織、集落に交付しますという直接支払いの形態をとるといふようになりました。その結果国から直接支払われるわけですから、県と市町村の交付金の部分が、今まで通り県の協議会を通して交付したらいいかの判断を県にいただいております、今回は既存の協議会を経由して、県市町村費については交付するという流れにしております。ここからは環境保全型農業直接支払について金原さんの方から説明いたします。

事務局 金原：農産園芸環境課で営農関係を担当させていただいております金原と申します。よろしくお願いたします。冒頭、千葉部長からご挨拶申し上げましたが、本来大久保課長が出席するはずでしたが、震災復興関係業務で東京に呼ばれておりました、本日不在となってしまいました。代理としまして当課副参事が本日参加させていただく予定でしたが、やはり放射線関係の業務が緊急に入ってしまいまして、本日急遽欠席させていただくということになりまして、お詫び申し上げます。それでは説明させていただきます。

資料1の1ページお手元をお願いします。こちらの表の1のところは営農活動関係の22年度実績でございます。22年度の営農関係の交付実績、表中にはございませんが、3億6千万円の交付実績になってございます。そして平成23年度計画に関しまして、3ページのところで表がありますが、こちらのほうは事業組み替えになった関係がございまして、基本的に22年度と同等の範囲で行っていただきたいということを国から示されておまして、22年度実績が23年度計画とイコールという形になります。営農関係につきましては、幸い大きな震災の影響があった活動組織はございませんで、22年度の実績通りの地域で活動が実施される見込みとなっております。ただ交付の計画案、23年度の計画額ですが、対事業組み替えに伴いましてこれまでの営農基礎活動のメニューが無くなりまして、交付の見込み額は今のところ、3億3千万円程度になる見込みでございます。そしてこちらの1ページの下段、2番生き物調査等の研修会、こちらは22年度で推計させていただいたのですが、やはり営農基礎活動関係のメニューが無くなったことに伴いまして、23年度につきましては、地域でまとまって行う営農関係の活動は行わない予定になっております。そして4ページに共同活動の表がございまして、このうち営農活動を実施されているところは、角田市、大崎市、加美町、栗原市、登米市の4市1町となっております。そして11ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうにカラー刷りとなっているところは、今回の農地・水環境保全の事業から、環境保全型農業直接支払という形で費用の拡大となっております。一番上の段のオレンジ色の囲みでございますが、これまでは共同活動より一階部分と二階部分の営農活動が一体的に実施されていたわけですが、事業として分離されたということで、一階部分の活動と二階部分の活動は別個のものとしていいです、事業として別として扱いますよという形になってございます。ただこれまで実施されてきました営農活動に関しましては、もともと5カ年の事業で推進されてきたこともございまして、この事業の組み替えが4カ年目の最終年の前年に行われましたので、5カ年目までは経過措置として同等の活動をメニューとして組み込むということで、12ページの中段にございますが、1の(2)のところ、平成22年度まで先進的営農支援に係る交付金の支給対象となっていた農業者グループ、こちらのほうが今の営農活動になるのですが、23年度限りという条件付きではございますが、同等の活動を継続させていただけるということになってございます。13ページをご覧ください。イメージ図ですが、事業組み替えのフローとなっております。これまで緑色の共同活動支援がベースになって初めて上の部分の営農

活動が実施できていたのですけれども、その中で青色が付いているところ、先進的営農活動支援の部分は23年度まで継続されます。その中の一部の区域ですが、これまで先進的営農活動は減農薬、減化学肥料の取組をまとめて行っている組織に対して助成金が出ていたわけですが、更にプラスアルファとして減農薬、減化学肥料の取組活動をした方々に対する助成金という形でこの環境保全型農業直接支援対策ということが立ち上がりまして、23年度以降はこちらのほう为主线になっていくというような形になってございます。内容は以上でございます。

事務局 紺野：それでは14ページでございます。次第のほうの最終評価取りまとめ方針についてということで、平成22年度5月に国の中間評価と同様に県の中間評価の審議をいただいたところではございましたけれども、今年5年目ということで農地・水保全管理支払いの最終評価取りまとめ方針ということで、項目出しをしましたので説明をさせていただきますと思います。

1としまして実施状況の原型となるわけですが、平成23年度までの5カ年間の実施状況を以下の項目内容で取りまとめる予定としてございます。(1)としまして県内における実施状況、(2)としまして上記実施状況のフロー集計実績でございます。2としまして今回の計上でございます。国の中間評価やアンケート調査等を踏まえ、以下の項目で効果を取りまとめます。本年度末をめどに最終評価(案)を取りまとめ、今後の検討委員会にご報告をいたします。(1)としまして、農地の保全管理、耕作放棄地、遊休農地の環境保全(2)農業用施設等の機能維持、(3)農村環境の向上、(4)地域の繋がりを通じた農村地域の活性化、(5)環境保全型農業の推進、(6)営農活動ということです。3としまして取りまとめですが、宮城県農地・水・環境保全向上対策地域協議会(幹事会)で、本年度優良地区表彰を行うというのがございまして、そちらの優良地区事例とか優良活動事例集に掲載された活動事例等の評価の参考とします。上記1、2を取りまとめた活動事例集を作成し、次期対策の取組に反映させたいと考えてございます。

続きまして、資料追補のほうに移らせていただきます。こちらの白表紙のほうの農地・水保全管理支払交付金事業でございます。平成20年から継続しております、アンケートの本年度集計版ということで、実質平成22年度アンケート結果集計表という内容になってございます。先程話しました最終評価の数値データ等の元になるものというふうに見ただけであればと思います。ページ1ページを捲りまして、共同活動でございますけれども、問2の「本施策を有効な施策だと思えますか」は、平成20年から22年までの間に80%台の有効施策だと思えるという回答を得ております。問5、「資源の保全がされているか」は、同じく70%台の効果、問7、「水田経営所得安定対策と本施策が車輪の両輪という位置づけで施策展開をしておりますが、そのことについて理解をしたか」は、理解していたというのが5割に達しております。

続きましてページ2ページでございます。下のほうでございますが問14としまして、「本施策を実施してどのように思っていますか」は、やって良かったというのが70%台の回答、問15としまして「施策の活動に家族の信用や協力が得られていますか」では積極的な協力を得ているというのが4割ということになります。

続きましてページ捲りまして3ページ、こちら中間の問18でございますが、活動に参加している延べ人数でございますが、年々増加しております約延べ人数で18万人が参加しております。

続きまして4ページでございます。こちら追加設問でございますけれども、「施設の長寿命化に役立つか」という設問でございますが、まず上の追加設問1としまして排水路、水路のことでございますが概ね56%程度が対応できたということ、追加設問の2、「道路はどうでしょうか」は、約7割が補修ができそうですということです。下の追加の3行でございますが、「耕作放棄地の補正補修などに役立っていると思うか」は肯定的な意見の集計が52%ほどございます。

続きまして、5 ページでございます。こちらは地区の中のコミュニティがあるんですが、追加設問 4 としまして寄合、それから追加設問の 5 としましてイベントの回数などということで、今回は寄合の回数等は減っているんですけども、イベント内容の回数は右肩上がりとなっております。こういった内容を最終的に最初 4 番の補足して取りまとめていきたいと考えてございます。

事務局 金原：それでは営農関係の組織の方々に対するアンケートの結果につきまして、概要をお伝えいたします。

只今の資料の 7 ページ目からご覧下さい。こちらのほうは農地・水の県の協議会を通して実施していただきましてまとめたもので、事務局の方に集計など非常にご協力いただきました。対象は 122 組織でございますが、回収率 70%ということになっております。回答率は全てこの 86 組織のうちに占めるパーセンテージということでご理解いただきたいと思います。まず「営農活動支援に取り組むこととした目的はいかがなものですが」と伺ったところ、複数の回答がありました。1 番と 2 番、やはり地域の環境を良くしたいからということ、安心な農産物を届けたいということが最も多い、本来のこの事業の主旨といたしますか本旨のところやはり皆様取り組んでいただいていた。そして次に多かったのが 3 番と 5 番、以前から興味があった、また既に取り組んでいたところの、それに取り組めるだけの地盤があったのかなということを見ていました。そして 7 番のところ、やはりどうしても支援金があったというお金の面の経済的な問題もありました。そして 10 番のところ、50%という数字ではありますが、市町村農協等の方針がある、地域のバックアップがあったところなのかなということ、こちらの回答から読み取らせていただいているところです。問 3 に関しましては、環境保全型農業の取組がどのように変化したかということで、まずほとんどの取り組めたところに関してのアンケートになっておりますので、ほとんどのところは既にやっていた、もしくは一部でやっていて更に拡大しましたということ、8 割のところは拡大を、そして同等にやっているよということも含まれますと、回答としては 100%で非常に高い返答率になっているのかなと感じたところです。8 ページになりまして、「取組の中心はどなたでしたか」ということでは、開始時は個人の農家さんが中心でしたということが多かった、こちらに関しましては回答数ということになってございます。現在はいかがですかと伺ったところ、個人が減りまして組織なり団体もしくは共同活動組織の代表がやっていますよというような回答になっています。やはり個人での事務とか取扱いに関して少々厳しかったのかなという印象を持っておりました。問 5 に関しましては、取り組んだ農業者の意識の変化を伺っております。やはり元々高くして更に向上した、もしくは前はそれほどではなかったけれども取組によって向上したということ、合わせて 9 割を超えておりました、いずれもこの取組を行って向上したということのお答えをいただいているところでございます。そして実際に営農活動支援を行って 5 割以上低減の取組、どのように感じましたかと伺ったところ、人数と面積に関しましては増えたということが一番多い回答です。ただし取組の農作物の品目に関しては同じですよということが多い。やはり技術的な問題があって、こういった取組が出来る品目はある程度限られるのかなという印象でございます。問 7 に関しまして、こちらの取組をまとめて行ったところでどのような利点がありましたかということですが、農薬散布の調整や削減が行いやすくなった、堆肥の利用をしやすくなったということで、こちらのほうが副次的な効果だとは思いますが、やはり地域でまとめて農業法人を起こしたり、共同購入することで安くなったという声も伺っております、効果がそういった面に出て来ているのかなということでございます。

9 ページをご覧下さい。問 12 になります。「取組前後で周りの皆様、地域住民の関心はいかが変わったでしょうか」というところを伺いました。やはり農村部ということもありまして、地域住民の関心はもともと高かったですよ、更に高まったもしくは今も変わりませんよ、ということが合わせて 6 割近くになるのですが、4 割の方々には地域住民の関

心はもともと低かったけれども、今高くなったというお答えを頂戴しまして、こちらを合わせると100%に近い数字となっております、農家さん以外の地域住民の方への波及も非常に良かったのかなと理解しています。こちらには、記載しておりませんが個別意見として地域住民もしくは取組み方の意識が非常に向上したというお答えが多かったということ、反面、先程も触れましたが事務がちょっと大変で、始めに役員に立った人の後任がいなくてずっと同じ人にご苦勞をかけてしまったというようなお話があったということで、取組そのものに対しては、非常に効果があったということですが、やり方に関しては今後考える必要があるのかなという結果になってございます。

事務局 紺野：続きまして資料1のほうにお戻りください。資料1の15ページでございます。こちらは先程冒頭、千葉部長のほうからご挨拶ありました、農地・水保全管理支払事業の津波の被害を受けた活動組織の状況でございます。活動組織の状況ということで、津波被害を受けているところが16ページのほうですけど、こちらの宮城県図でございますが、黄色く帯が付いているところが津波被害を受けた浸水区域で、その中で赤い内側のものが34の組織でございます。現状がどういう状況にあるかというのが15ページのほうでございます。活動組織の状況ということで沿岸部の津波被害を受けたのが34組織、で517のうちの6.6%。亘理町、岩沼市、名取市、仙台市、東松島市、石巻市、気仙沼市で被災を受けました、ということでございます。この組織の中で34のうちで活動が可能だと回答している組織が19組織、活動が不能ですという回答のところは15組織、この右の方ですね、概略ですけども被災農地面積が掲載されてございます。2の活動組織の被災状況ということでございますが、こちらのほうが全ての組織にアンケートを取りましたところ、全面的に被害を受けたということが25組織でございます。面積で集計しますと3千3百1ヘクタールという状況でございます。下の写真が今後の方向性について話し合うという状況あとは被災の状況になります。17ページのほうでございます。こちらが内陸部の地震災を受けたところで活動の中で、水利施設、コンクリート水路とかそういったところを直している状況の写真と解説でございます。18ページのほうが沿岸部のほうで津波の被害を受けたところで、活動できるということで植栽とか、そういったコミュニティの回復から始めているところ、それから話し合いを行っているというような状況もございます、という説明でございます。以上でございます。

事務局 紺野：大変申し訳ありません。今の資料の1ページ目の訂正をさせていただきたいと思えます。平成22年度取組状況のこの下でございます、※印、交付金額の年度交付額でございますが、単位千になってはいますが、円の間違いでございます。計画のほうも同じく単位千ではなく円ですね。よろしく申し上げます。以上でございます。

大泉委員長：ありがとうございます。農地・水保全管理支払交付金。それで環境が無くなって農地・水保全管理支払交付金になって環境は別途環境保全型農業直接支払いになったということですが、ご説明いただきました22年度取組、23年度の事業計画これらの点も含めて、全般に関して質疑、指導、ご助言をいただければと思います。委員の皆様よろしく申し上げます。いかがでございましょうか。

ちょっとつまらない話になるかもしれないんですが、環境のところでは別立てになってその何ていうんでしょうかね向上活動支援ということになってるんですけど、ここに温暖化と生物多様性保全というのはこれ地球温暖化防止というのは前もあつたんでしたっけ。今回から出て来たんでしたっけ。

事務局 金原：その件に関しまして、事業の目的に関しましては、その環境保全型農業直接支払のところで初めて出て来たところでございます。農林水産省の説明ですと、これまでは水環境に集中していた。今回は温暖化防止と生物多様性をメインにしたいというよう

なお話で事業として組み替わっているものでございます。

大泉委員長：なるほどね。なんかね僕はよく地球温暖化というと大きい話になってイメージが湧かないんだけど、農業だとどういう作業をやると地球温暖化防止の作業になるんですか。

事務局 金原：この事業に関しましては、こちらのほうの資料で言いますと 11 ページ中段のところでございますが、真ん中のところ緑の枠にありますけれど、地球温暖化防止等に効果が高い営農活動というところ、こちらのほうがこの事業のメニューとなっております。これまでの農地・水では減農薬、減化学肥料の取組に関して助成金が出ていたわけですが、こちらの事業に関しましてはそれにプラスアルファでこちらにあるところのカバークロップの作付けもしくはリビングマルチ・草生栽培の実施もしくは冬期湛水管理、これを行うことで助成金が出る、あと有機農業に関しましては当然減農薬・減化学肥料より上にいきますので、それだけで助成金が出ます、というような形になっています。

大泉委員長：なるほど、分かりました。ありがとうございます。それともう一つ分からないのが、保全管理でしたね、今まで施設の。それが長寿命化になりましたよね。何かこれ工事の中身が違うんですか、保全管理をするやつと長寿命化というものの何か中身というか。

事務局 紺野：県としての考え方の範囲だと思うんですけど、国では今まで一階部分でやっていた保全管理というのが、すぐ使わなきゃならないので緊急的に補修しなければならないと地域が判断して行うもので、まあその場しのぎというかそういった形の対応でスタートした。長寿命化ですと国のほうの施策では、コンクリート製だと 40 年使わなきゃいけないんですけども、30 年ほど経過してここで直しておけばあと 40 年間先も使えますというような延命化の工法をとって、対応していくことができるという使い分けのようです。

大泉委員長：そっか。例えばビルだったら今までのビルに耐震施設を講ずるとか何かというのが長寿命化になるんだね。きっとね。そんな感じだね。

事務局 紺野：そういう解釈でよろしいかと。

大泉委員長：分かりました。ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。

長田委員：今の説明に関連してなんですが、全体の農地の何パーセントぐらいが老朽化しているということなんです。かなりの数なんでしょうか。

事務局 紺野：ほ場整備の履歴が約 30 年ぐらいあるわけなんですけども、もうその一番最初には場整備したところが先程説明しましたコンクリート水路ですと、40 年になろうとしているところがあります。ただその面積について今具体的な数値を手元にありませんので、イメージとすれば 30 年から 40 年を経過してきているほ場整備後のエリアというような形で考えていただきたいと。

沼倉委員：ちょっとその関係なんですけど、30 年 40 年昔のほ場整備というのは、本当にコンクリートで固めて生き物の住めないような施設だったと思うんですけど、そういうんで環境保全の為に改修されてますよね、それは結構お金がかかるという話も聞いたんですが、この次に改修する時は従来型ではなくてやはりその環境保全型の生き物が住めるような設備なんでしょうか。

大泉委員長：どうですか。

事務局 佐藤：現在のほ場整備工事でございますけども、やはりこの環境重視ということで環境に配慮した工法を取り入れております。例えば排水路ですと、落差がありますと魚類関係が上れないというところがあります。そういう場合は、魚道のちょっと、小さな段々カットしてるような、あまりお金をかけない工法にはなりますけども、そういう工法も取り入れておりますし、それから全てコンクリート張りではなくて、一部分は従来の止水路のまま残しておきましょうというような配慮をしているところではあります。

大泉委員長：はい、いかがですかほか。はいどうぞ。

田村委員：評価の取りまとめ方針についてですけども、ここに効果の検討というところで1から5まで記されておりますけども、大方の方針はこれで問題ないと思うんですが、以前もちょっと意見したことがありましたけども、その向上ですとか面積の増加というのも非常に大切な指標だと思うんですけども、一方でこの対策を導入したことによって、地域のコミュニティが維持されたというような定常状態を保ったということもこれも一つ大きな効果だと思います。クロス分析とかクロス集計等をやられるということですので、もしそういった分析のなか、こういったコミュニティが保持されたあるいは維持されたとか活動回数が低減することなく、これまで通りの活動が出来たというのもこの対策の非常に大きい効果だと思いますので、どこかでそういった視点を盛り込まれるといいかなというふうに思います。

大泉委員長：はい、ありがとうございます。これはあれですか、そのもうちょっと具体的なイメージとしてこの仙台市辺りで浸水被災にあっているというその団体がありますけど、集落営農で主要なメンバーが耕作をしているというような田んぼ、例えば60ヘクタールだとかね何かがあったとして、その際にそのこの農地・水・環境保全対策に加わるというのは、作業とか何かで加わるというのは具体的にいうとどういう人達なんですかね、地権者なんですかね、それとも何とか集落営農の携わっている人達なんですかね。今コミュニティという話が出てきたので、ちょっとどっちが作業やってるのか気になるだけですね。

事務局 紺野：今のところ私どもが聞き及んでる範囲では、やはり集落営農に関して、組織に加盟しているんですけども、従前の地権者の方と言いますか、その方々が正規にやって共同活動を実施しているのが主体であるというふうなことでございます。

大泉委員長：そうすると、この事業は例えば100ヘクタールぐらいの大規模な経営を一人の経営者がやった場合には、一人の経営者が全部やるっていう保全隊にという話にもなる可能性があるわけですね。

事務局 紺野：水田経営所得安定対策という旧制度なんですけども、それが出た時に農地・水が走り始めた、今ご指摘の通り面積的に集約して経営者が一人になった時に、集落の環境機能とかそういうのを一人で維持出来るのかという話が当然ございまして、非農家等の対応を見て、制度を実施していくという施策の方向性はそういったところを気にして出て来たというふうに聞いてます。

大泉委員長：ということは、これは例えば100ヘクタールの大規模経営がそこに出来たとしても、そこに参画するとこれながしか、いくらでしたっけもらえるんだよね、いくらでしたっけ。

事務局 紺野：交付金としまして、10アール4,400円水田を基準というのがございまして、その交付金を活動組織が得まして、その中から活動に参加した方に日当とそれから資材費等の支援をするという制度になっております。

大泉委員長：ですから地権者が水回りだとか、農地補修だとかそういったものに携わりながら大規模経営が進むってパターンは日本では大いに考えられるってことですよね。要するに、何が言いたいかって言うと大規模化するともう地権者は切り捨てだとかいう話があるじゃない。だけど日本はそうではなくてその大規模化するとしたとしても多くの地権者というのは農業に何らかの形で携わりながら、その規模拡大していくんではないのかなというのが僕の言いたいことなんですけどね。そのように事業も仕組まれてるといふ話だよ。分かりました。我田引水みたいな質問でごめんなさいね。

真木委員：この事業は、5年間の事業ということで進められて来ておりますが、この間の成果を高く評価しているところであります。昨年七ヶ宿のモデルを見させていただいて非常に頑張っておられる方が大勢いらっしゃる姿を見せて頂き、いいことだなというふうに思っています。今回はその活動について、いろいろアンケート調査をまとめられておりますが、アンケート結果のからも非常に効果が上がっているというふうなことが見て取れる訳であります。ただ、ちょっと別な角度からその結果を見た場合どうなのかという、少数意見ではありますが、あんまり評価をしない人も何人かはいらっしゃる。それから耕作放棄地への取り組みに関する問いにおいても、「耕作放棄地へは効果がありましたか」という問いに対して、「全く効果がない」という方もいらっしゃいます。そういった声はいろいろな理由があると思うんですけども、そういう負の側面もきちっと捉えておく必要があるんじゃないかなというふうに感じるわけですね。今後この事業の次期対策はどうなるかわかりませんが、今後更に続けていく為にもそういった負の部分のいろいろ整理をしておいて次期対策が始まった場合にそこに負のものが出来来ないようにすることを仕組んでいくとか、そういったことが必要だろうというふうに思いますので、優良事例をまとめるのもいいんですけども、片方失敗事例も把握しとくということは重要じゃないかなというふうにちょっと感じました。

大泉委員長：はい、ありがとうございます。いかがでございましょうか。もしもよろしければ次の中山間地域のほうへ行ってですね、またもしもご意見があればまた保全管理のほうにもご質問いただくということにいたしましょうか。ではこの中山間地のほう事務局からご説明を願います

事務局 鈴木：中山間直接支払を担当しております農村振興課の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

大泉委員長：よろしくお願いたします。

事務局 鈴木：それでは説明のほうをさせていただきます。資料、お手持ちの資料の資料2になります。本日項目としましては、3つほど提示してございまして、1つ目は平成22年度の実務状況、2つ目が平成23年度の事業計画、3つ目は県の推進方針の変更について説明してございまして。では早速中身のほうに入らせていただきます。

資料の1ページ目でございます。こちらのほうには、事業の概要のほうを載せております。こちらにつきましては時間の都合上省略させていただきたいと思っております。資料の2ページ目をご覧頂きたいと思っております。こちらに平成22年度の交付金の交付状況を掲載してございまして。まず(1)番、実施の市町村数でございまして、こちらは昨年度は13市町村実施してございまして、こちらは第2期対策から変化はございません。それから(2)番、

協定数、協定締結面積でございますが、こちらはいずれも減少しております、協定数につきましては平成 21 年度に比べまして 24 協定減少しまして、229 協定となっております。また協定の減少に伴いまして、面積のほうも減少しております、平成 21 年度から大体 94 ヘクタールほど減少しまして、面積は 2,088 ヘクタールとなっております。それから (3) 番、交付金額でございますけれども、こちらにつきましては平成 21 年度から国、県、市町村のトータルの金額で 370 万円ほど増加して、交付金額 2 億 9 千百万円程度ということになっております。協定数、面積ともに減少しているけれども、交付金額は増加しているというような状況になっております。それから (4) 番、協定参加農業者でございますけれども、こちら平成 21 年度から 400 人程度減少しております、3,286 人となっております。こちらにつきましては協定数の減少に伴ってというふうに思われます。(5) 番、その他でございますけれども、これは参考ですけれども一協定当たりの平均データを出しております。交付面積は一協定当たり約 9.1 ヘクタール、交付金額にしまして 127 万円程度というような状況になっております。次に 3 ページご覧頂きたいと思っております。こちらに市町村別の集計を入れております。面積、交付金額、協定数とそれぞれ 21 年度と 22 年度を比較した形で掲載しております。こちらにつきましても説明のほうは省略させていただきたいと思っております。続きまして、4 ページご覧頂きたいと思っております。こちらに第 3 期対策で活動を取りやめた協定の廃止理由のほうを載せております。協定数が減少した理由としましては、統合によって減少したというものもあるんですけれども、こちらは統合による理由というのを排除しまして純粋に第 3 期対策からは、活動を取りやめた協定の理由を載せております。複数回答可ということで回答をしていただいておりますけれども、活動を取りやめた理由として最も多いのは、やはり高齢化の進展でこの 5 年間続けて行くことは出来ないということで、15 協定から回答をいただいております。次に多いのは、事務手続きが複雑で活動継続出来ないというところが、何協定かございました。その他にリーダーの不在等その他という理由は、各 4 協定ずつというふうな状況になっております。平成 22 年度の実施状況はこのような状況になってございます。

次に資料の 5 ページから 9 ページでございますけれども、こちらにつきましては各集落でどのような活動をしたかということ、年齢ごとに集計したものをお示ししております。こちらにつきましては、下の説明のほう省略させていただきたいと思っております。

次に資料の 10 ページご覧頂きたいと思っております。こちらのほうに平成 22 年度の県の推進活動状況ということで示しております。昨年度、第 3 期対策スタートさせるというのが一番の活動だったんですけれども、その他にも研修会等各種活動しております。こちらについてはご覧の通りですので、詳しい説明のほうは省略させていただきたいと思っております。平成 22 年度の取組状況については、以上でございます。

次に二つ目の項目、平成 23 年度事業計画についてご説明させていただきたいと思っております。資料の 11 ページご覧頂きたいと思っております。まず (1) 番、平成 23 年度県予算の状況ということでございます。こちらにつきましては、昨年度の 22 年度の実績比較よりも交付金増額ということで、予算を確保しております。こちらにつきましてはまた後ほどご説明いたしますけれども、今年度に限って新規協定認めるということで県の推進方針変更しております。それで今年度新規協定が増えるというのを見込んだ予算になっております。それで現在どの市町村で新規取組協定希望しているかというところなんですけれども、(2) 番ご覧頂きたいと思っておりますが、現在栗原市と大和町から新規協定の希望があがっております。こちらにつきましては 8 月末までに、集落から各市町村のほうに申請が来まして、それで正式に決定されるという予定になっております。なお今年度に限って新規協定を認めるということにいたしましたので、昨年度活動を行っていない市町村で要件を満たす市町村の取組希望あるかどうかという調査をしております。その結果としまして、早速今年度から新規に取り組みたいという市町村ありませんでしたので、今年度以降来年度も実施市町村については、変化なしというような状況になっております。次 (3) 番ですけど、こちらは省略させていただきたいと思っております。次 (4) 番、東日本大震災による津波被害の状況

でございます。こちらにつきましては、平成 23 年度の事業計画等ということになるんですけども、被害の状況についてご説明させていただきたいと思います。資料 12 ページのほうに、津波被害の一覧が載っております。千葉部長の挨拶の中にもあったのですが、県内現在 5 協定、津波の被害を受けている状況になっております。気仙沼市で 3 協定、南三陸町で 2 協定被害を受けております。それで今後の取組の意向について聞き取り確認を行いました。その結果としましては、現在 2 協定で活動継続希望、2 協定が現在検討中ということで意向を確認中。残る 1 協定が取りやめを希望というような状況になっております。5 月の段階でも一度聞き取り確認をしたんですけども、5 月の段階では全ての協定で活動を取りやめたいというような状況でした。ですが 7 月に入ってからもう一度確認したところ、継続したいというようなところも出て来まして、おそらく落ち着いてきたところもあると思うんですけども、段々前向きな協定が出て来ているというような状況になっております。まだ意向ははっきりしていない協定もございますけれども、こちらにつきましては関係市町と情報提供などを行いながら、継続に向けて支援をしていきたいというふうに考えております。資料 13 ページと 14 ページ、こちらに参考までに被災農地の位置図のほうを掲載させていただいておりますので、後ほどご覧頂きたいと思います。これで 23 年度の事業計画については以上でございます。

次に 3 つ目の項目、県の推進方針についてご説明させていただきたいと思います。資料の 15 ページからになります。県の推進方針につきましては、昨年度の施策検討委員会で、ご説明させていただきまして、お諮りさせていただいたところだったんですけども、昨年度の県内の町村会などから要望があったり、今年度から国の一部制度変更があったところを受けまして今年度既に一部変更しております。本来なら昨年度の 3 回目の委員会のほうでお諮りするべきところだったんですけども、震災の影響で流れてしまったということで、事後報告という形になりますけれどもご説明させていただきたいと思います。それで変更した推進方針、15 ページと 16 ページに掲載しております、17 ページと 18 ページには見え消し版を掲載しております。まず変更箇所なんですけれども、変更箇所につきましては方針 1 と方針 4 が変更になっております。まず方針 1 なんですけれども、昨年度方針を作った時は、第 3 期対策は基本的に第 2 期対策の継続事業と位置づけておまして、基本的には新規協定は認めないという方針を出しておりました。しかし昨年度町村会等から、第 3 期対策は 2 期対策の継続という県の独自の縛りを撤廃してほしいという要望などがありましたので、原則としまして今年度に限って新規協定を認めるということで方針を変更したというふうにいたしております。この変更によりまして現在栗原市と大和町から新規協定の希望があがっているというような状況でございます。次に方針 4 でございます。資料 16 ページご覧下さい。こちらにつきましては国の制度変更に対応したものとなっております。それで国の制度変更についてご説明させていただきたいと思いますが、資料の 19 ページから 21 ページに 3 部資料を付けております。資料 21 ページのほうご覧頂きたいと思います。21 ページ枠が二つありまして、下のほうなんですけども拡充の内容ということで 1 から 4 までございます。この中で方針の変更に関わってくるのが 4 番になります。1 から 3 につきましては、特認地域の変更についてなんですけれども、宮城県、東北 6 県には特に影響なしということですので、ご説明のほうは省略させていただきます。4 番個人支払いの改善についてなんですけれども、国としましては中山間直接支払、こちらを戸別所得補償制度の関連事業と位置づけておまして、原則として交付金の 2 分の 1 以上、農業者個人へ支払うと位置づけております。昨年度までは、交付金は 2 分の 1 以上を共同活動へ支払うことと国では方針出しておまして、その方針から 180 度変わる変更という形になっております。ただこちらの変更につきましては、交付金の用途については協定者の合意によって変更するまたは決定することが出来るということで、市町村と集落の話合いで合意が得られれば、昨年度と同じように共同活動のほうに交付金を多く支払ってもいいというような方針になっております。また個人のほうに交付金配分が多くなると、共同活動への交付金の配分が減ってしまうということになりますので、国としましては中山間直接支払と

農地・水の向上活動を重複して行うように、推進しまして共同活動経費については、農地・水のほうから費用を支払うようにということで、方針を出しております。国の制度変更についてはこのようになっております。

それで資料16ページをご覧頂きたいと思います。このような国の制度変更を受けまして、県では方針4ということで出しております。まず県といたしましては、中山間直接支払と農地・水につきましては、これまで重複させないことで、事業を実施しておりました。そういった経緯もありましたので、今後についても中山間直接支払と農地・水の重複は認めないということで方針をだしております。また交付金支払い方法についてですけれども、国としましては原則2分の1以上個人に支払うとしておりますけれども、県としましては各市町と集落とで話し合っていて、合意の元にその割合を決定してもらうということで方針を出しております。ただし、農地・水との重複を認めないという方針にしておりますので、もしかすると共同活動分の費用が減ってしまうという可能性もありますので、最低限共同活動経費は交付金の中から支払っていただきたいということで方針を出しております。このように方針の一部を変更いたしまして、事業のほうを実施しているという状況でございます。事後報告となりますけれどもご説明させていただきました。私のほうからは以上です。

大泉委員長：はい、ありがとうございました。これで中山間地は全てですね、22年度の取組状況それから23年度の事業計画、それから県推進方針の見直し、これは事後報告であるということでございます。いかがでございますでしょうか。どうぞ。

真木委員：ちょっと制度そのものを理解していないのかもわからないんですけども、方針に関する質問をさせていただきたいと思います。国のほうでは「共同活動は農地・水保全管理支払いでやるように努める」というふうなことですけれども、県のほうとしてはそれは認めないということではないんですか。

事務局 鈴木：そのようになっております。

真木委員：その理由としては県の財政上の事情とかそういうことでしょうか。

事務局 鈴木：これまで農地・水と中山間地直接支払は重複しないということで、活動をしておりましたので今年度から突然変えるというのではなくて、継続して同じ方針で実施していくということで方針を出しています。

真木委員：そうすると私も詳しくはわかりませんが、要するに国のほうとしては戸別所得補償の中山間地支払というんですかね、個人への交付を増やそうとして仕組んでおり見直しをしてきてるんじゃないかなと思うんですけども、それに相反すると言いますかその方向性ではないんじゃないかなと思うんですけども、そのへんはどうでしょうか。

大泉委員長：なるほど、どうですか。はい、どうぞ。

事務局 佐藤：農地・水も最終年ということで、共同活動については、中山間直接支払の中で共同活動をやってきたということもございまして、従来通りにやったほうがいだろうというふうな考えでこのように決めております。

大泉委員長：もう一度整理してもらえますか。つまり中山間地直接支払制度とそれから農地・水との補助金との共同部分に関しては、それが重複する場合にはどうするっていう、そのへんの説明をもう一度お願いしてもらえますか、こうしたいという話を。委員の皆様

に。

事務局 鈴木：重複する場合ですか。

大泉委員長：重複しない場合か。なんでもいいですけど、とにかくどっちかで見るという話ですよ。

事務局 鈴木：共同活動経費については、中山間直接支払から出していただくという形にしております。

大泉委員長：共同活動に関しては中山間地の直接支払制度を運用して出すということですね。それで？

小山課長：ちょっと補足させていただきたいんですけど、農村振興課の課長をやってます小山と申します。実はこの農地・水保全管理と中山間地域直接支払の関係でございますけれども、それぞれの事業が導入された際、やはり重複の話がありました。その中で、農地・水保全管理というのはどちらかといえば、一階部分については共同活動で、しかも水路の江払いとかそのようなものを行うということで、県の方針としまして出来ればその平場のほ場整備を行った地域でやっていきたい。そして中山間地域直接支払というのはこれは条件不利地の急傾斜地に導入していくというそれぞれ事業などそのような形から重複は認めないでいこうということになります。そして昨年度急にこのように国のほうから、中山間地直接支払のほうと農地・水の重複を認めて共同活動の分は、その農地・水でという形になったんですけども、その時検討した結果、今後その一つとしては県はそういう形で共同活動を出るだけ広くかつそれぞれの集落コミュニティの活動が平場でも、農地でのできるだけ広い形で行われるようにというかたちで、今まで施策を進めて参りましたので、それは原則的にもう一度その原則は崩さないでいくと。それともう一つなんですけども、実は農地・水・保全管理のほうはこの平成 23 年度で 1 度事業が終了いたします。それで先ほどの説明もありましたように、国のほうでは 2 期事業をどのように進めるか、これについて明言をしておりません。ところが中山間地域直接支払の第 3 期対策は昨年度から 22 年度から 5 カ年行う。もしここで重複を認めて、そして共同活動の分を農地・水で支出したとしても、それが今度農地・水が一期だけで終わったとなれば、24 年度以降の 3 カ年についての中山間地域での共同活動はどうなるんだと。国の指導でいけば 2 分の 1 以上個人に支払いとなれば、全額個人に支払ってもいいと。そうなった場合共同活動をやらずにただ個人に支払えというようなケースも考えられましたので、そのようなケースはやはり県として今まで続けてきた施策としても問題であろうということで、重複を認めないという方針で進めるということにした次第でございます。

大泉委員長：はい、どうぞ。

真木委員：それも分かりますが、国が変えてきたという中身は、要するに戸別所得補償制度の中山間加算金というんでしょうかね、それを打ち出す為に中山間直接支払いは個人に交付しなさいというものを出してきたんだと思うんですね。先ほどの農地・水のほうも環境加算で戸別所得補償に移してるわけですね。中山間直接支払制度が出て来た時の背景と現在の背景とでは、全く違って来ているので、国としては方針転換をしてきたのではないかなというふうに私は理解してるんですけども、県としてはこれまでの方針と整合が取れないということで、こういう方針にしたいということだと思ってるんですけども、そういった政府の方針とちょっと違う方向だということで質問させていただきました。

大泉委員長：どうですか、はい、どうぞ

長田委員：よくわかりました。そうすると、宮城県では重複は認めないという、説明でも書いてありますけれども、他の県とはまた違ってくるということですか。

大泉委員長：どうですか、どなたでも。

事務局 佐藤：全国の数字になりますけども、面積的には中山間直接支払と農地・水、重複してる面積が、ベースを中山間の面積にしますと 18%くらい重複してるんです。どちらかと言えば、中国、九州など南の方が多というふう聞いております。

大泉委員長：なるほどね。はい。そういうところは二重取りなんだ。どっちが多いんですか、これ額は。中山間地のほうが多いのかな、共同作業に対する補助金は。

事務局 鈴木：交付金額としては、中山間地のほうが多いです。

大泉委員長：多いんだよね。だからまあ二重取りというのはいかがなものかということで、多い方を選択したという話ですよ。もともと農地・水・環境保全事業というのは、戸別所得補償を導き出すまでの中山間地の直接支払をもうやったんだから、それは平場でもやるべきだという話があって、平場で何を仕組もうかなという話があって、じゃあ農地・水・環境保全でやろうよということだから、ダブらないはずなんだ重複しないはずなんだよね。だけど今そのおっしゃったようにいくら重複してるというのが出て来るとというのが実態なんでしょうね。まあごちゃごちゃごちゃごちゃしてるから政策も、そういうことが起きてくるんでしょうね。よろしいですか。

沼倉委員：すいませんあともう一つ、4ページのところで協定を辞めたという中に、事務手続きが複雑である為に断念したというのがあるんですけど、7つありますけども、これ複数回答になってるわけですけども、この事務手続きだけで断念したところっていうのはあるんでしょうか。もしあるとすれば、そこはなんとかこの形でこうどっか支援するということもできるかと思うんですけど、そのこのとこだけ教えて下さい。

事務局 鈴木：確証はないんですけども、事務手続きだけで断念したところというのは無かったと思います。いずれも高齢化とセットと言いますか併せて取りやめたという理由になっていたと記憶しております。

大泉委員長：なるほどね。まあ人がいなくなっちゃったんだよね。一生懸命仕事する人がね。他はどうですか。はい、どうぞ。

島谷委員：この場でお話申し上げてよろしいのかどうか迷いながらですが、3月の大震災で宮城県は大きな被害を受けて、農業は今までとはまったく違ったような在り方になるのではないかと思います。農家の方はもちろんのこと消費者にとっても現況と先行きはたいへん心配なところだと思います。

実は、震災以降、全国各地の方が支援の方策を検討するために被災地を視察したいということで宮城県、東北に来られます。私は、これまで何度かそのご案内役をさせていただきました。つい先日も、北海道から博多まで全国から約20名の方がいらして下さりまして、南三陸町、大崎市、そして石巻市を一泊二日でご案内いたしました。視察だけでなく、各地で頑張っておられる地元の方からお時間をいただいてお話を伺うこともいたしました。

そういう際に全国からいらした方からこれまで何度か言われたことですがごく気になっていることがあります。それは、「宮城のお米や野菜は大丈夫だろうか。」、特に衝撃的だった

のは、「宮城、東北のお米はもう食べない方が良いのではないか。」と言った方が何人かおられたのです。これは原発の問題が大きいと思います。別の方は「お米は精米すれば良いのではないか。精米をしたら中身は大丈夫なのではないか。」と言う方もおられました。何を申し上げたいかと言いますと、全国の方、多くの消費者には正確な情報が伝わっていないので、これは本当にどうなのかというところがわからず、勝手な見解がひとり歩きしているということです。さまざまな取り組みとともに、こういうことを整理することも農家の皆さんあるいはその地域の皆さんの事業を後押しする為の施策ではないかと思しますので、県のご担当の方にはお願いですが、是非はっきりした内容を情報公開していただければと思います。こういうことが明らかにされ、全国に情報が伝わるのが農家の皆さんの支えになり、作る人にも買い手の食べる人にも一番大事なところだと思いますので、お願いを申し上げます。

大泉委員長：農産園芸課の方は何かありますか。

事務局 金原：私からは知り得た範囲ということで、お話をさせていただきますが、情報発信に関しましては我々も、非常に重要であると認識しておりまして、迅速に現場に伝えたいと考えています。ただ、スピードだけでやってしまうと、お話されたように正確に伝わらないということと、何が本当に危険なのかというところ、本当に危ないものに関して行政がどう対応するべきかという問題と、情報の伝わり方によって、危ないという声だけが増えてしまいますと、その時々に対応に手が取られてしまって、本当に必要な対応が後手に回ってしまう。こういったところもございますので、今現場に来ていただいて本当の状況を見ていただいて、ご理解をいただくことを非常に重要だということは、存じ上げておりますし、我々も心がけているところです。

今お米の問題がありまして、こちらも国から、どういった手順でやるということを今盛んにやりとりしているところでありまして、独自に走りすぎてしまいますと、やっぱりこの方法でやり直して下さいと言われた時に、現場の混乱もございますので、そういったところでは間違いがなく、着実に進めていきながら、尚かつちゃんと伝わるような形でということで、今、いろんな方面で対応しているところでございます。ご意見を繋ぎたいと思しますのでどうもありがとうございました。

大泉委員長：はい、ありがとうございます。模索してるってことだね、結局ね今ね。

事務局 金原：原子力の問題は前例が一切無いということでございますので、農業だけに限らず、何をしたらいいのか知っている人が一人もいないというのが現実ですので、そういったところも模索しながらやっているというのが実情でございます。

大泉委員長：ただ行政が何が出来るかってやっぱり、怪しいのは流通させないっていうのきっちりさせたらいいと思いますよね。流通してるのは安全だという仕組みを作っていくっていうかね、そういった意味では多分イメージーションがまだ、私たちも含めて欠けるのかもしれないですね。えっこういうのがあったのってびっくりしたぐらいだから。まあイメージーションを少し働かせて対応するという事なんでしょうね。よろしゅうございますか。

沼倉委員：ちょっとそのことについていいですか、すいません。

大泉委員長：はい、どうぞ。

沼倉委員：県からおっしゃられたように特に国がはっきりとしたその指針を示さない為に、

もう国民は本当に国をあてにしなくなっているんですね。それで私たち消費者は今どうしてるかという、22年度産米を玄米でとって置くという空気があって、もうそうなったら消費者も自衛するわというふうになってきてるんですね。ダイオキシンとかそういう農薬とかとは、放射能とはですね全然違ってまして、本当にわからないことがものすごく怖いという、国民の感情があると思うんですね。それで宮城県にとってすごく大事なものは、私たちがそうですけれども、新米が穫れると全国各地にいる親せきとかお友達とかに発送するんですね。で今年はですね、多分それはすごく減ることになると思うんです。ですので、そういうふうにならない為に、やっぱり県としてもその国をあてにしないで、て言うのはすごく難しいかもしれないですけども、消費者にとってどうやったら安心できるんだろうということ、この新米を穫るまでの間に一生懸命考えていただいて、そしてきちんとやっていただきたい。私は安全だと思うんです。なので、そうであればやっぱり私たちが買いたいですし、そこいら辺りをこう明確にといっても難しいんだと思うんですけども、宮城県の経済にとってもすごい打撃になるというふうに思いますので、県を頼りにしたいと思いますのでお願いいたします。ちょっとプレッシャーになったかもしれないですが。

大泉委員長：いや、そうでもないですよ。そうでもないですよなんて言っちゃっていけないけど。水田では5,000ベクレル以上のところはもう検査して、買い取り前に検査して買い取り後も検査するという2段階システムを国は作ったので、それに上乘せするかどうかは県のほうで独自に考えて、あるいは国のシステムに乗っかって行くのかどうか、そのへんはよく分かりませんが、今年宮城県のお米をせっかく送ったら逆に困られたというんでは困りますからね。そういった意味ではしっかりと対応をしていただければというふうに思います。

中山間地のほうに戻っていいですか。中山間地のほういかがですか。よろしいですか。

それでは、この2につきましては、第3期対策の事業推進に反映させていただければというふうに思います。県の推進方針につきましては事務局の説明の通り、進めていただくということでよろしゅうございますね。

義家委員：ちょっと一点だけよろしいですか。

司会：はい、どうぞ。

義家委員：前段のほうの、農地・水保全の関係になるんですけど、15ページの資料で被災農地の話、被災された組織の話ですね、組織の話が出てて、これってこの後どういうふうに復活してくのかなというのを、なんか道筋はまだ無いような気がするんですけど。その中で今、県が復興計画作られて市町村のほうでも復興計画、その中でゾーニングみたいな話が今出て来てるんだと思うんですけど、ゾーニングした時との関連、これらの組織ってどういう形になるんだろうか、あるいはそのゾーニングに対してこれらの組織が何か一定の対応をとるといふのがあるんだろうかというのは、ちょっとお聞きしておきたかったですけど。

大泉委員長：そうですね、はい、これどなたかおわかりになりますか。今の段階で、例えば中荒井の集落資源保全対だとか何かはこれは旧来の農地を対象に同じように復旧するんですかね。それともそうじゃないんですかね、そういった問題、新たなゾーニングがなされるのかどうなのか。作付け制限がある仙台だったら1,800ヘクタールぐらいかな。

事務局 佐藤：海側から土砂と瓦礫もあって西側については薄いということで、まずは農業者の方々とはとにかく来年の作付け、今年度に作付けしたいという要望がだいぶ強うござ

います。現在、復興復旧に向けて我々ががんばってるところです。やはりそういった傾向で市町村の復興計画、これも現在検討されております。いずれ現在は山側の方から進めていくと。市町村の復興計画が出た段階で、調整を図りながらどのように復旧していくか、農地を復旧していくか検討していくという段階でございます。

大泉委員長：市町村の復興計画待ちということですね。そういうことでね。

事務局 佐藤：同時に。

大泉委員長：同時にね。作付け出来るところはどんどん作付けしていくという話ですね。はい、ありがとうございました。それでは以上で議事を終了ですが、慎重なる審議、円滑な議事進行のご協力をありがとうございました。ではどうぞ。

司会：議事はこれで終了いたしました。

司会：本日の議事録につきましては、これから事務局で作成しましたものを、送付させていただきます。加除訂正などありましたら確認していただきたいと思っております。それでは最後に小山農業振興課長から閉会の挨拶を申し上げます。

小山課長：平成 23 年度の第 1 回の宮城県農村振興施策検討委員会の委員の皆様へ、ご多忙ながらまたその大震災のあとそれぞれのお立場でご活動のなか、時間を割いてお集まりいただき大変感謝する次第でございます。おかげさまをもちまして、農地・水保全管理支払及び中山間地域直接支払関係の宮城県の今後の進め方、これについて本日特に 23 年度ですね、大変貴重なご意見やご指摘をいただき、これを今後の宮城県の施策の進行に反映させていきたいと思っております。いずれにせよ、農村施策につきましては、この震災で思ったんですけども、ただ施設いわゆるハードだけの整備ではなく、農村のコミュニティや人づくり、これらが大変大切なものだ、我々も再確認しているところでございます。今後も我々出来るだけ迅速なる震災、地震被災の地域も含め、宮城県全体の復旧・復興に努めて参りますので、これからもご協力をお願いしたいと思います。本日はどうもお集まりいただき、ありがとうございました。

司会：これをもちまして、平成 23 年度第 1 回宮城県農村振興施策検討委員会の一切を終了させていただきます。委員の皆様大変ご苦労さまでございました。